

東京都公安委員会告示第 220 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）
第 23 条第 1 項の規定に基づき検定を実施するので、警備員
等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第
20 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定により次のと
おり告示する。

令和 2 年 7 月 10 日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和 2 年 10 月 24 日（土曜日）

午前 8 時 30 分から午前 11 時まで

(2) 実技試験

令和 2 年 11 月 21 日（土曜日）

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目 12 番 5 号 警視庁鮫洲運転免許
試験場

3 検定の実施種別

規則第 1 条第 5 号の警備業務（以下「核燃料物質等危
険物運搬警備業務」という。）に係る規則第 4 条に規定す
る 1 級の検定（以下「1 級検定」という。）

4 検定予定人員

30 名

5 受検対象者

(1) 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（核燃料物質等危

険物運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

- (2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

令和2年9月16日(水曜日)及び同月17日(木曜日)の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03(3581)8201

7 申請手続

(1) 受付期間

令和2年9月23日(水曜日)から同月25日(金曜日)までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、
上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、
横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に
氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書
面 各1通

(7) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住
民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が
明らかとなる書面

(4) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する
営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書
ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれ
かの疎明する書面を要しない。

エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1
通

(7) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合
格証明書の写し及び核燃料物質等危険物運搬警備
業務に従事していたことを証明する警備業者が作
成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事
証明書」という。）

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警
備業務従事証明書を提出することができないこと
についてやむを得ない事情がある場合には、当該
事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該

当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務
従事証明書に代えて提出すること。

(i) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格
認定書の写し

(4) 検定手数料 16,000 円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線 30312